

ご意見と回答

提案・意見

カラスの糞について(回答 8 月 28 日時点)

(2026 年8月受付)

何回も投書させていただいています。

「汚い街伊勢市」をなんとかしていただきたく意見を送信します。

市役所近くの百五銀行前及び三十三銀行周りのカラスの糞についてなんとかしていただきたいとおもいます。

月に何度か業者が清掃をしていただいているのは承知していますが、あまりにも汚くて匂いもすごくて、観光客はどう思っているのか心配です。

たぶん、対策が何もなくどうしようもない状況であると思います。

そこで、百五銀行や三十三銀行などの企業に高圧洗浄機などを貸し出して、定期的に清掃の協力をしていただくのはいかがでしょうか。

きっと、企業の方も自分の会社の前があまりに汚い状況をなんとかしたいと思っています。

自分の家の前は自分たちでなんとかしますので、なにとぞご検討ください。

市外から訪れる観光客に恥ずかしい思いをしたくありません。よろしくお願いします。

回答

カラスのふんについては、電線管理者で対策を行っておりますが、十分な効果が上がっていない状況です。

市が管理している道路でふん害の激しい所は、現場確認のうえ定期的に清掃をしております。

また、県道においてふん害がある箇所については、三重県伊勢建設事務所へ通報のあった旨をお伝えしています。

維持課(2026 年 8 月回答(8月 22 日～28 日))

カテゴリ:まちづくり・インフラ>道路・河川

ご意見と回答

提案・意見

水洗便所等改造資金助成制度(回答:8月 28 日時点)

(2026 年8月受付)

水洗便所等改造資金助成制度を申請しようとしたところ、供用開始から 3 年数か月が経過していたため、対象外とのことで受け付けてもらえませんでした。そのため、工事を行うこと自体をやめました。

この「供用開始から 3 年以内」という制限について、ぜひ撤廃または緩和を検討していただきたいです。この期限を過ぎたことで助成を受けられず、水洗化を断念する世帯があるのであれば、制度本来の目的にも反するのではないのでしょうか。

伊勢市の汲み取り式便所をめぐる状況については、市外の人からもあまり良い印象を持たれていないと感じます。実際、SNS では伊勢市駅を出ると汲み取りのにおいがする、といった投稿が拡散されたこともあります。

市の衛生環境やイメージの改善、水洗化の促進という観点からも、「3 年以内」という制限をなくし、供用開始から時間が経過した世帯でも助成を受けられる制度にさせていただくことを希望します。

回答

【制度の現状】

- ・水洗便所等改造資金助成制度は、下水道処理区域内の汲み取り便所の水洗化や浄化槽を廃止し、排水設備工事を行い下水道接続する経済基盤の弱い世帯に対し、市がその工事に必要な資金を助成することにより、公共下水道の普及を促進し、環境衛生の向上を図ることを目的に制定され、「供用開始から3年以内」の適用条件が設定されております。この条件は、助成の公平な配分と予算の適切な活用を目的としております。
- ・下水道法では、公共下水道の供用開始後は遅滞なく接続することが義務付けられております。伊勢市でもこの法令に基づき、早期の接続を促す目的で3年以内の条件としております。

【制度の要件】

- ・供用開始から3年以内の区域内において、自己所有の建築物に居住している世帯
- ・世帯全体の前年の収入が生活保護世帯基準額の2.0倍以下、または市民税非課税の世帯
- ・市税・使用料・各種負担金等を滞納していない世帯
- ・工事の計画確認申請提出と同時に申し込みを行った世帯
- ・過去に当該助成金の交付を受けていない世帯

【助成内容】

助成額は必要と認めた工事費の2分の1(上限38万円)

生活保護法による生活扶助を受けている世帯については、別途相談が可能です

【今後の対応】

いただいたご意見は、制度本来の目的である「衛生環境の改善」や「水洗化の促進」の観点からも重要なご指摘と認識しており、今後の制度改善の参考とさせていただきます。

なお、下水道接続へのご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

給排水サービス課(2026年8月回答(8月22日～28日))

カテゴリ:まちづくり・インフラ>上下水道

ご意見と回答

提案・意見

電子書籍の貸出について(回答:8月24日時点)

(2026年8月受付)

これから伊勢市が購入する図書館の本のすべてを電子書籍にして、電子書籍として借りられるようにしてください。

市民サービス向上に寄与してください。

伊勢図書館の駐車場が少なくもっと拡張してください。

伊勢図書館の室内ですがとても臭いですがなんとかありませんか。

換気も不十分でとても不快でした。

蔵書数も少なく図書館を建て増しして対応してくれませんか。

回答

図書館が果たすべきサービスとして、図書館法第3条において収集すべき資料が定められています。また、著作権等の権利関係から、電子化されない資料も多くあります。このことから、紙資料と電子書籍の利点を生かしながら、公共図書館としてニーズや費用対効果を踏まえた資料収集を行います。

伊勢図書館の駐車場は限りがあり、時期や時間帯により混雑することからご迷惑をおかけしています。駐車スペースがない場合は、図書館スタッフにお声かけください。

館内の換気は定期的に行っておりますが、においが気になるようでしたらスタッフにお声がけください。

蔵書数につきましては、限りある予算を有効に活用しながら、ニーズや公共図書館としての資料収集を踏まえた選書等を行っていますが、蔵書のない図書資料については、県内外の公共図書館から取り寄せる「相互貸借制度」等もございますので、図書館カウンターでご相談ください。

教育メディア課(2026年8月回答(8月22～28日))

カテゴリ:その他>その他